

		について、就業前、就業中又は離職後の健康診断の実施時期、項目等を規定したもの
Unfallverhütungsvorschrift „Elektrische Anlagen und Betriebsmittel“ (BGV A3)	Accident prevention regulation "Electrical systems and equipment" (BGV A3)	電気システム及び機器の災害防止規程 (概要) 電気機械設備の具備すべき要件、使用の基準等について規定したもの
BGV B2 Laserstrahlung (bisher VBG 93) vom 1. April 1988 in der Fassung vom 1. Januar 1993 1/ Fassung 1. Januar 1997	BGV B2 Laser radiation (previously VBG 93) in January from 1 April 1988, as amended from 1 January 1993 1 / version 1, 1997	1988年4月1日のBGV B2 レーザー照射(従来の VBG 93) (1993年1月1日改正、1997年第1版) (概要) レーザー光線を使用している設備の具備すべき要件、使用の基準等について規定したもの
BGV D6 Durchführungsanweisungen vom Oktober 2000 zur Unfallverhütungsvorschrift Krane (bisher VBG 9) vom 1. Dezember 1974 in der Fassung vom 1. Oktober 2000	BGV D6 Implementing instructions October 2000 to accident prevention regulations cranes (previously VBG 9) from December 1, 1974 as amended from 1 October 2000	1974年12月1日の、クレーンに関する災害防止規程 BGV D6 (従来の VBG 9) (2000年10月1日改正) (概要) クレーンの具備すべき要件、使用の基準等について規定したもの

## VI 今までに紹介した以外の安全衛生機関、団体等の組織、活動等について

### 1 ドイツ連邦共和国労働安全衛生研究所 (Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin (BAuA) ; 英語では、Federal Institute for Occupational Safety and Health)

ドイツ連邦共和国労働安全衛生研究所は、公法に基づく研究所で、連邦労働社会問題省の直接の管理監督の下にある。その本部はドルトムントに、その支所はベルリン及びドレスデンに、野外の事務所はケムニッツに、展示施設 (The DASA Working World Exhibition) はドルトムントに、それぞれあり、全体で約 600 名の職員を擁している。

この研究所は、管理部門を除いて研究部門としては、次の 6 部がある (同研究所が公表している 2015 年 8 月現在の英語版の組織図から引用した。 )。

- 第 1 部 Policy Issues and Programmes (政策及びプログラム)
- 第 2 部 Products and Work Systems (製品と作業システム)
- 第 3 部 Work and Health (作業と健康)
- 第 4 部 Hazardous Substances and Biological Agents (有害物質と生物的因子)

第5部 Federal Office for Chemicals (連邦化学物質事務所)

第6部 Transfer Management (技術移転管理)

なお、上記第5部にあるように、この研究所は、有害な化学物質から人及び環境を保護する国際的な活動 (EU の化学品に関する REACH (Registration, Evaluation, Authorisation of Chemicals) 規則への対応を含む。) についての法的な根拠を持つ組織的な対応の拠点でもある。

この研究所の組織図 (英語版) は、次のウェブサイトからダウンロードできる。

[http://www.baua.de/en/About-BAuA/pdf/Organisation-Chart.pdf?\\_blob=publicationFile&v=24](http://www.baua.de/en/About-BAuA/pdf/Organisation-Chart.pdf?_blob=publicationFile&v=24)

この研究所は、労働安全衛生に関する連邦の主要な研究所として、安全と健康及び作業条件の人間的な設計等、広い分野で連邦労働社会問題省に対して助言している。

## 2 国家労働安全衛生協議会

国家労働安全衛生協議会 (Nationale Arbeitsschutzkonferenz (略称 ; NAK、英語では the National Occupational Safety and Health Conference (略称 : NAK) )は、連邦政府、州政府、労働安全衛生分野での法的災害保険機関の間の協力関係を促進するために、設立されたものである。その目的は、労働安全衛生に関する長期的な視野に立った労働安全衛生対策の向上を促すことである。連邦労働社会問題省は、2009 年から 2010 年まではこの協議会の議長を務めたが、それ以後同協議会の議長は、構成メンバーの輪番制になっている。

## 3 法定災害保険の 3 つの付属研究所

附属の労働安全衛生関係の 3 つの研究所が設置されており、これらの名称等は、次の表のとおりである。。

ドイツ語名	ウェブサイト	日本語訳	英語訳
● Institut für Arbeitsschutz der Deutschen Gesetzlichen Unfallversicherung (IFA)	<a href="http://www.dguv.de/ifa/index.jsp">http://www.dguv.de/ifa/index.jsp</a>	ドイツ法定災害保険研究・試験研究所	● Institute for research and testing of the German Social Accident Insurance (IFA)
● Institut für Arbeit und Gesundheit der Deutschen Gesetzlichen Unfallversicherung (IAG)	<a href="http://www.dguv.de/iag/index-2.jsp">http://www.dguv.de/iag/index-2.jsp</a>	ドイツ法定災害保険労働及び健康研究所	● Institute for Work and Health of the German Social Accident Insurance (IAG)
● Institut für Prävention und Arbeitsmedizin der Deutschen Gesetzlichen Unfallversicherung (IPA)	<a href="http://www.ipa.ruhr-uni-bochum.de/e/index.php">http://www.ipa.ruhr-uni-bochum.de/e/index.php</a>	ドイツ法定災害保険予防医学及び労働医学研究所	● Research Institute for Prevention and Occupational Medicine of the German Social Accident Insurance (IPA)

#### 4 ドイツ産業医・工場医連盟

(Verband Deutscher Betriebs- und Werksärzte e. V. ; 略称: VDBW))

ドイツ工場医・産業医連盟（略称；VDBW）は、産業医学や労働衛生の分野で専門性の高い協会であり、ドイツ国内全体の約 3,000 名の医学を専門とする会員を 約 60 年にわたって代表してきており、その本部はカールスルーエ市にある。VDBW は、1949 年にレバークーゼン(ボン市、ケルン市の近郊)で設立され、現在ではドイツ全土のすべての産業医の約 1/3 を代表している。会員となっているのは、労働衛生の様々な分野で活動している者であり、また、規模の大きな多国籍企業、行政、企業におけるメディカルセンター等で勤務している医師等も多く会員となっている。

VDBW は、毎年、ドイツ産業医大会を開催しており、2015 年 9 月にはアーヘンでこの大会が開催された。

VDBW の主な使命は、次のとおりである。

- 産業医、労働衛生の分野で熱心に活動している開業医、研究者等を結集すること。
- 労働衛生サービスの質を向上させること。
- 産業医及び関連する非医師である労働衛生専門職に対する能力の向上、産業医等としての資格を取得するための、及び継続的な教育訓練を行うこと。
- 予防医学の現場における仕事を医療機関における医学的ケアに融合させること。

#### 5 ドイツ連邦労働安全衛生機関協会

Bundesarbeitsgemeinschaft für Sicherheit und Gesundheit bei der Arbeit)

労働社会問題省、連邦労働安全・労働医学研究所、州労働安全衛生及び安全技術委員会、州労働主務省、ドイツ経営者団体連合会（略称 BDA）、ドイツ労働総同盟（略称 DBG）、同業者労災保険組合中央会、ドイツ産業医・工場医連盟、ドイツ安全技術者連盟、大学等の高等教育機関等の 80 に及ぶ関係団体が加盟しており、①メンバー間の協力・情報交換の支援、②安全衛生意識の高揚、③地方活動の支援、④国際協力等を行っている。

#### 6 ドイツ規格協会

(Deutsches Institut für Normung e. V. ; 略称 DIN)

1917 年に設立され、ドイツ規格（強制力を有するものではない。）を制定しており、労働安全衛生に関する規格も策定している。

### VII 法令名、機関名等のドイツ語原文

ドイツにおける労働安全衛生システム等に関して、より突っ込んだ情報収集を行う場合には、主な法令名、団体名等のドイツ語による表記、できればウェブサイトの所在が分かっていると便利であろう。そこで、これらに関して次の表にまとめて記載した。